

鹿屋市保育料に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市保育料に関する規則（平成18年鹿屋市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第6条第7項」を「第6条第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。